

山梨県公報

第六百三十号

令和八年

二月十二日

木曜日

目次

- 道路の区域変更(二件) 五一
- 道路の供用廃止 五二

- 建築基準法に基づく道路位置指定 五一
- 一般競争入札について 五二

- 換地処分の実施(二件) 五三
- 開発行為に関する工事の完了について 五四

人事委員会

- 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則 五四
- 特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則 五四
- 山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 五五

告示

山梨県告示第三十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から令和八年三月五日まで一般の縦覧の縦覧に供する。

令和八年二月十二日

山梨県知事 長崎幸太郎

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百三十九号
- 三 道路の区域

四 区域変更の期日 令和八年三月十六日

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百三十九号
- 三 道路の区域

区間	旧新 敷地の幅員	旧新 の別 (メートル)	新 (メートル)
甲府市大津町字高町一〇八八番八地先から 甲府市大津町字八反田二三〇二番一地先ま で	一〇・八〇 三六一・四	八七七・五	八六・五

山梨県告示第三十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峠北支所を除く。)において、この告示の日から令和八年三月五日まで一般の縦覧に供する。

令和八年二月十二日

山梨県知事 長崎幸太郎

区間	旧	の別 (メートル)	新	の別 (メートル)
一 道路の種類 県道	一〇・八〇		一一・九	一二・九
二 路線名 甲府中央右左口線	三三・七		三三・七	三三・七

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を廃止する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から令和八年三月五日まで一般の縦覧に供する。

所身延支所において、この告示の日から令和八年三月五日まで一般の縦覧に供する。

令和八年二月十一日

山梨県知事 長崎幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用廃止の期日
県道 公園線	南アルプス 八五五番地先から 南巨摩郡早川町西之宮字下白石 一二二番四地先まで	南巨摩郡早川町西之宮字字無志	一二六七・一	令和八年二月十二日

山梨県告示第三十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

令和八年二月十二日

山梨県知事 長崎幸太郎

- 一 指定の年月日 令和八年二月三日
- 二 指定道路の位置 富士吉田市新西原二丁目四千百十番三十五
- 三 指定道路の幅員 最大六・一九メートル 最小四・〇〇メートル
- 四 指定道路の延長 八十一・四一メートル

公 告

● 一般競争入札について

次とおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジユネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によつて改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和八年二月十二日

一般競争入札に付する事項

山梨県知事 長崎幸太郎

- 1 申請の時期 この公告の日の翌日から令和八年三月十日（火）まで（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）
- 2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで
- 3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参すること。
山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県新価値・地域創造推進局DX課

- 1 業務の名称及び数量
(一) 名称 行政情報ネットワーク改修業務（機器調達等）
(二) 数量 一式
- 2 業務の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。
- 3 契約期間 令和八年四月一日から令和九年三月三十日まで
- 4 履行場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県新価値・地域創造推進局DX課

二 事務を担当する所属 山梨県新価値・地域創造推進局DX課
三 一般競争入札の参加資格 次のいずれにも該当しない者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者
- 2 地方自治法施行令第一百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて同項の規定により定められた期間を経過していないもの

- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第一百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）
- 4 会社更生法（平成十四年法律第二百五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）

- 5 営業に関し許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者でない者
- 6 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において引き続き二年以上営業を営んでいない者

四 一般競争入札の参加資格の審査

五 入札手続等

- 1 契約条項を示す場所 四 3に掲げる場所
- 2 入札説明書の交付方法 この公告の日の翌日から令和八年三月三日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四 3に掲げる場所において直接交付する。なお、入札説明書の交付を希望する場合は、事前に六 9(二)の問合せ先に電話連絡する。)
- 3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより一般競争入札の参加資格の確認を受けること。
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (一) 日時 令和八年三月二十六日（木）午後二時
- (二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁北別館四階 マルチメディアルーム
- 5 郵送による入札書の提出先及び期限 郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県新価値・地域創造推進局DX課宛に令和八年三月二十五日（水）午後五時までに到着するよう送付すること。
- 6 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は、無効とする。
- (一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したこと。
- (二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があつたこと。
- (三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いこと。
- (四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したこと。
- 7 落札者の決定方法 山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号）第一百一十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行つた者を落札者とする。
- 六 その他
- 1 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (一) 言語 日本語
- (二) 通貨 日本国通貨
- 2 入札保証金 免除
- 3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、山梨県財務規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
- 4 違約金の有無 有

5 最低制限価格の有無 無

- 6 前払金の有無 有
- 7 契約書作成の要否 要
- 8 本入札における落札の効果は、令和八年四月一日の令和八年度予算発効時において効力を生ずるものとする。
- 9 その他
- (一) 落札者が契約締結までの間に三 1から6までにいずれかに該当する者となつた場合は、契約を締結しない。また、この場合において、県は、損害賠償の責めを負わないものとする。
- (二) 詳細は、入札説明書による。
- (三) 問合せ先 山梨県新価値・地域創造推進局DX課（電話〇五五-111111-1419）
- ※ Summary
- 1 Nature and amount of services required: Administrative information network renovation work (e.g. equipment procurement) 1 set
- 2 Date and time for tender: 2:00PM March 26, 2026
- 3 Bureau in charge: DX Division, New Value and Regional Creation Promotion Bureau, Yamanashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501 Japan TEL 055-223-1419
- 換地処分の実施
- 土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営畠地帯総合整備事業（山地区 山三一工区）の換地処分を令和八年一月二十八日実施した。
- 令和八年一月十一日
- 山梨県知事 長崎幸太郎
- 換地処分の実施
- 土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営畠地帯総合整備事業（山地区 山三一工区）の換地処分を令和八年一月二十八日実施した。
- 令和八年二月十二日
- 山梨県知事 長崎幸太郎

● 開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為
に関する工事は、完了した。

令和八年二月十二日

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 南都留郡富士河口湖町勝山字上伝水一千八百二十五番の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県南都留郡富士河口湖町勝山字上伝水一千菊水エムズ株式会社 代表取締役社長 流石 昭仁

人事委員会

山梨県人事委員会規則第一号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年二月十二日

山梨県人事委員会
委員長 水上浩一

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則
職員の任用に関する規則（昭和五十九年山梨県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第三項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県人事委員会規則第二号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年二月十二日

山梨県人事委員会
委員長 水上浩一

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則
特地勤務手当等に関する規則（昭和四十六年山梨県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第二項を次のように改める。
前条の規定による特地公署等に勤務する職員に支給する特地勤務手当の月額は、給

料及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる特地公署等の級別区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。

一 六級地 百分の二十五

二 五級地 百分の二十

三 四級地 百分の十六

四 三級地 百分の十二

五 二級地 百分の八

六 一級地 百分の四

2 前項の特地公署等の級別区分は、別表に定めるとおり（前条の人事委員会が定める公署及び県立学校にあつては、人事委員会が定める当該公署及び県立学校の級別区分）とする。

第三条第三項及び第四項を削る。

第三条の二を削る。

第四条第二項中「それぞれ同項に規定する異動又は公署等の移転の日（職員が当該異動によりその日前一年以内に在勤していた公署等に勤務することとなつた場合（人事委員会が定める場合に限る。）には、その日前の人事委員会が定める日。以下この条及び附則第四条第一項において「異動等の日」という。）に受けている」、「（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、現に受ける給料の月額）」及び「（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に百分の六を乗じて得た額を超えるときは、当該額）」を削り、同条第三項を削る。

第五条第一項を削り、同条第二項第一号を削り、同項第二号中「職員以外の地方公務員又は国家公務員であつた者から人事交流等により引き続き」を「新たに」に、「なり、又は公益的法人等派遣法第十条第一項の規定による採用若しくは法第二十二条の四第一項の規定による採用をされ」を「なつて」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「法第二十二条の四第一項の規定による採用をされ、かつ、当該採用の日」を「新たに給料表の適用を受ける職員となつた者で、新たに給料表の適用を受けることとなつた日（以下この条において「適用日」という。）」に、「公署に」を「公署等に」に、「採用の日前」を「適用日前」に、「異動し、当該異動」を「異動したこと又は新たに給料表の適用を受ける職員となつて当該公署等に在勤することとなつたこと」に改め、「なるもの」の下に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同号を同項第二号とし、同項第四号中「法第二十二条の四第一項の規定による採用をされた職員で、当該採用の日」を「新たに給料表の適用を受ける職員となつた者で、適用日」に、「採用の日前」を「適用日前」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項を同条第一項とし、同条第三項第一号中

「職員以外の地方公務員又は国家公務員であつた者から人事交流等により引き続き」を「新たに」に改め、「又は前項第一号に規定する職員」を削り、「当該職員が給料表の適用を受けることとなつた日、公益的法人等派遣法第十条第一項の規定による採用をされた日又は法第二十二条の四第一項の規定による採用をされた日」を「適用日」に改め、「（同条第三項及び附則第四条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次号から第五号までにおいて同じ。）並びに附則第四条第二項」を削り、同項第二号中「並びに附則第四条第二項」を削り、同項第三号中「前項第二号」を「前項第一号」に、「当該職員の給料表の適用を受けることとなつた日、公益的法人等派遣法第十条第一項の規定による採用をされた日又は法第二十二条の四第一項の規定による採用をされた日」を「適用日」に改め、「その日」を「当該適用日」に改め、「並びに附則第四条第二項」を削り、同項第四号中「前項第三号」を「前項第二号」に、「当該職員が同号の採用の日」を「適用日」に、「定年前再任用短時間勤務職員」を「給料表の適用を受ける職員」に改め、同項第五号中「前項第四号」を「前項第三号」に、「当該職員が同号の採用の日」を「適用日」に、「定年前再任用短時間勤務職員」を「給料表の適用を受ける職員」に、「当該採用の日」を「当該適用日」に改め、同項第六号中「前項第五号」を「前項第四号」に改め、同項を同条第一項とする。

附則第三条及び第四条を削る。
別表中「第二条」の下に「第三条」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の特地勤務手当等に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、令和七年四月一日から適用する。

（特地勤務手当に関する経過措置）

2 山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（令和七年山梨県条例第五十五号）附則第四条、山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（令和七年山梨県条例第五十六号）附則第四条又は山梨県警察職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（令和七年山梨県条例第五十七号）附則第四条の規定の適用を受ける職員に対する改正後の規則第五条第二項の適用については、同項第一号中「期間」とあるのは、「期間のうち令和七年四月一日以後の期間」とする。

3 前項に規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

（特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）
4 特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則（令和七年山梨県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項を削り、附則第四項中「改正後の規則第五条第二項第一号及び第二号」を「特地勤務手当等に関する規則第五条第一項第一号」に改め、「地方公務員法」の下に「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を加え、「令和四年改正条例」を「山梨県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年山梨県条例第四十七号。以下この項において「令和四年改正条例」という。）」に、「以下この条」を「次項及び附則第四項」に、「定年前再任用短時間勤務職員」を「同法第二十二条の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」に、「暫定再任用職員」を「令和四年改正条例附則第二十三条第二項に規定する暫定再任用職員（次項において「暫定再任用職員」という。）」に改め、同項を附則第二項とし、附則第五項中「改正後の規則第五条第二項第三号」を「特地勤務手当等に関する規則第五条第一項第二号」に改め、「した日」の下に「又は当該職員が新たに給料表の適用を受けることとなつた日」を加え、同項を附則第三項とし、附則第六項中「改正後の規則第五条第二項第四号」を「特地勤務手当等に関する規則第五条第一項第三号」に改め、同項を附則第四項とし、附則第七項を削る。

山梨県人事委員会規則第三号

山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年二月十二日

山梨県人事委員会

委員長 水上 浩一

山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
山梨県学校職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第六章の章名中「へき地手当等」を「へき地手当等」に改める。

第三十条の見出しを「（へき地学校等）」に改め、同項第一項中「へき地学校」を「へき地学校」に改める。

第三十一条第一項を次のように改める。

前条第一項の規定によるへき地学校に勤務する職員に支給するへき地手当の月額は、給料及び扶養手当の月額の合計額に、同項の規定により指定された次の各号に掲げるへき地学校の級別区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とす

る。
一 一級 百分の八
二 二級 百分の十二
三 三級 百分の十六
四 四級 百分の二十
五 五級 百分の二十五

第三十一条に次の二項を削る。

3 第一項のへき地学校の級別区分は、別表第八に定めるとおりとする。

第三十二条第二項中「(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、給料の月額)」を削る。

第三十三条を次のように改める。

第三十三条 条例第十六条の三第二項の規定によりへき地手当に準ずる手当を支給される職員は、次に掲げる職員とする。

一 新たにへき地等学校に該当することとなつた学校に勤務する職員のうち、そのへき地等学校に該当することとなつた日(以下「指定日」という。)前に当該学校に異動し、当該異動に伴つて住居を移転した者で、指定日において、当該異動の日から起算して三年を経過していないもの

二 新たに給料表の適用を受ける職員となつた者で、新たに給料表の適用を受けることとなつた日(以下この条において「適用日」という。)の前日に勤務していた学校に引き続き勤務することとなつた職員のうち、当該適用日前から引き続き勤務していたものとした場合に、新たにへき地等学校に該当することとなつた学校に勤務する職員であつて、指定日前に当該学校に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したもので、指定日において、当該異動の日から起算して三年を経過していないもの

三 前二号に掲げるもののほか、前二号に規定する職員との権衡上必要がある職員として人事委員会が認めるもの

2 前項の職員に支給するへき地手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 前項第一号に掲げる職員 当該職員の指定日に勤務する学校が同号に規定する異動の日の前日にへき地等学校に該当していたものとした場合に前条の規定により指

定日以降支給されることとなる期間及び額
二 前項第二号に掲げる職員 適用日前から給料表の適用を受ける職員として引き続
き勤務していたものとした場合に前条の規定により指定日以降支給されることとな
る期間及び額

三 前項第三号に掲げる職員 別に人事委員会が定める期間及び額
第三十四条の見出し中「へき地手当等」を「へき地手当等」に改め、同条中「へき地手当及びへき地手当に準ずる手当」を「へき地手当及びへき地手当に準ずる手当」に改める。

別表第八中「第三十条」の下に「、第三十一条」を加える。

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の山梨県学校職員の給与に関する規則の規定は、令和七年四月一日から適用する。